

平成31年3月27日付で提出されました「2019年春闘要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使関係について</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。</p> <p>(2) 新しく導入される「会計年度任用職員」制度については、十分な労使交渉、協議を行い、労使合意の上実施すること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>(2) 会計年度任用職員制度の導入に伴う勤務労働条件は、国から示されたマニュアルや近隣市の状況等を踏まえて協議し決定していく。</p>
<p>2. 人員について</p> <p>(1) 新年度をむかえるにあたり、全職種の職務内容と配置基準を明確にすること。</p> <p>(2) 職務内容と適切な人員配置を行ったか検証し、結果を5月30日までに明らかにすること。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 職務内容及び配置基準については、これまでも明確にしてきたところであるが、引き続き周知に努めていく。</p> <p>(2) 適宜検証を行っており、検証結果については今後明らかにしていく。</p>
<p>3. 休暇について</p> <p>(1) 年次休暇の取得しやすい環境にすること。</p> <p>(2) 35時間勤務非常勤職員の夏期休暇を正規職員と同じにすること。</p> <p>(3) 35時間未満勤務非常勤職員の夏期特別休暇は、勤務時間に応じた日数を付与すること。</p>	<p>3.</p> <p>(1) 引き続き制度等の周知を行い、取得しやすい環境づくりに努めていく。</p> <p>(2) 現行どおりとし、最大6日間とする。</p> <p>(3) 35時間未満勤務の非常勤職員については、盛夏期間中の特別休暇を付与することは困難であるが、引き続き、疲労蓄積等を考慮し、年次休暇の取得をしやすい環境づくりに努めていく。</p>